

# 国内の生命倫理学における「パーソン論」の受容

江 口 聡

## 概 要

本稿では、国内の生命倫理学研究者の間ではマイケル・トゥーリーらに代表される「パーソン論」と呼ばれる考え方が正確に理解されておらず、それが国内の生命倫理学の健全な発展を阻害している可能性があることを指摘する。

キーワード：パーソン論、人工妊娠中絶、人格、Michael Tooley、マイケル・トゥーリー

## 1. パーソン論理解の問題点

### 1.1 標準的な紹介と批判

現在の国内の生命倫理学の入門書・概説書では、いわゆる「パーソン論」に触れることが通例になっている。たいていの場合、この考え方は、1972年にマイケル・トゥーリーが発表した論文「人工妊娠中絶と新生児殺し」(Tooley, 1972)ではじめて提出されたものであり、ホモサピエンスの一員としての人間と、権利の主体としての人間を区別し、自己意識を持っていない存在は「ひと (パーソン)」ではなく、したがって生命権を持たないという見解であると紹介される。この見解によれば、人工妊娠中絶は道徳的に不正ではなく、また新生児殺しさえも許されることになるかもしれない。国内の紹介では、さらに、このような「厳密な意味でのパーソン」に加え、H. T. エンゲルハートらによって、新生児などまだ十分にパーソンではない存在も、功利主義的観点から、「社会的意味としてのパーソン」として認められるべきだという議論が提唱されていることが述べられる。しばしば、ピーター・シンガーやジョン・ハリスなど功利主義的立場を採用する論者もパーソン論者として同列にとりあげられる<sup>1)</sup>。

さらに、研究書・研究論文の多くでは、しばしば、パーソン論は英米の生命倫理学(バイオエシックス)の中心的主張のひとつであるが、われわれの健全な道徳意識に反する弱者切り捨ての皮相な思想であり、冷酷で有害な思想であるとさえ主張されることもある。たとえば小松美彦の『脳死・臓器移植の本当の話』では、「パーソン論とは、一言でいうなら、生きるに価

\* eguchi@kyoto-wu.ac.jp, <http://melisande.cs.kyoto-wu.ac.jp/~eguchi/>

1) たとえば檜垣(1998)や森岡(2001)、陀安(2004)などがシンガーを「パーソン論」の中心人物に数えている。

する人間と価値しない人間とを弁別する根拠を構築した理論である」(小松, 2004, p. 149) とされ、「生存権は人格的生命を有している者だけに認められる」(同, p. 150) とするものだとされる<sup>2)</sup>。

実はこのような紹介は、哲学的生命倫理学の国内への導入期から一貫している。国内でもっとも早くに「パーソン論」という用語を用いたのは、飯田亘之であると思われる<sup>3)</sup>。飯田は、1985年の非常に重要な論文「可能なことと望ましいこと」は、トゥーリーは、「苦痛を覚えるXなるものには苦痛を与えてはならず、生きた主体としての自覚を持つXなるものにはその生命をとってはならないという単純な発想から、例えば、新生児は、痛みを感じる力があるのであるから、一時間もの肉体的苦痛を与えるのはよくないが、生きる主体としての自覚がないのであるから、その生命は奪っても良いといった議論を進めている」としている(飯田, 1985, p. 181)。そして飯田は続いてエンゲルハートの「社会的な意味での人格」のアイデアを紹介し、批判する。このようなパーソン論の紹介の記述の枠組みは、ほとんどの妊娠中絶に関する国内文献のひな形になってしまっている。しかしこのような理解にはさまざまな難点がある。

## 1.2 トゥーリーの「パーソン」

まずトゥーリーの議論はどのようなものだったかをできるかぎり正確にとらえておこう。1972年の論文「人工妊娠中絶と新生児殺し」(Tooley, 1972)でトゥーリーはパーソン(人格)を定義によって「生命に対する権利(生命権, right to life)をもつ」ものとしている。この意味での「パーソン」は純粋に規範的な概念であり、記述的な意味をまったく持っていない。これはいわゆるトゥーリーが議論を行なうにあたっての単なる規約的定義である。

しばしば概説書では、「生命権をもつかどうかは人間であるかどうかではなくパーソンであるかどうかによって決定される」といった表現が行なわれるが、このような表現は「パーソンは生存する権利をもつ」が定義によって常に真である同語反復にすぎないという点を不明確にしてしまう。このような誤った理解をもとにした誤った「批判」は岡本裕一郎を代表として数えきれない<sup>4)</sup>(岡本, 2002, p. 50)。

さて、トゥーリーによれば、(1)一般に、ある存在者がある権利を持つという主張では、その存在者のその権利の対象への欲求が論理的に前提されている。したがって、(2)生存する権利(殺されない権利、生命権)を持つ(すなわちパーソンである)と言えるのならば、概念的に、それに対応する欲求をもっているはずである。さらに、(3)自己が生存しつづけることに対する

2) また功利主義の立場に立つシンガーについては、「人間の生死の決定を利益なるものの有無ではかるとは、なんとも世知辛くやるせないことではないか。しかも、シンガーは自分のではなく他者の利益なるものを、その上、“物言えぬ”脳死者や遷延性植物状態の利益なるものを「ない」と決めつけている。なんたる傲慢で想像力を放棄した行為だろうか」と述べる(小松, 2004, p. 217)。森岡正博も「パーソン論とは、暴力と殺戮が交錯する生と死の現場において、私が「責め」を負わなくていいような状況を作り出すための論理体系なのではないかと思うのである」と批判する(森岡, 2001, p. 117)。これでは英米の生命倫理学者は哲学的に皮相で貧困なだけでなく、道徳的にも邪悪であり、読む価値がないと一般読者は考えるかもしれない。

3) もっと早い用法があればご教示いただきたい。

4) この点については、たしかにピーター・シンガーも彼がトゥーリーの議論を紹介している場所で、「それゆえ、人格のみが生命への権利を持ちうる」(Singer, 1993, 邦訳 p. 117, 傍点筆者)と誤解をまねきやす

欲求をもつためには、持続する存在者としての自己の概念をもっていなければならない。したがって、(4)持続する自己の概念を持つためには、自己意識が必要である、という概念的な分析を行なう。胎児や新生児はまだ自己意識をもっていないと思われるので、持続する自己の概念をもっていない。したがって（他の権利はもっているかもしれないが）少なくとも生命に対する権利はもっていないと考えざるをえない<sup>5)</sup>。

すぐに見てとれるこの議論の弱点は、(a) (道徳的) 権利と欲求との間にトゥーリーが主張するような概念的繋りがあるかどうかは不明であり、また、(b) 自己の生存を欲求するために自己の概念を持つ必要があるかどうか曖昧であり、(c) 持続する自己の観念と自己意識との関係も明瞭でない、といったことが挙げられる。また (d) 一時的に意識を失っている人が権利を失わないのはなぜかといった疑問に答える必要もある<sup>6)</sup>。

もっとも、国内ではほとんど触れられないが<sup>7)</sup>、このような混乱を避けるため、トゥーリー自身はすでに1983年に出版された著書『人工妊娠中絶と新生児殺し』（1972年の論文と同名）の時点でこの定義を完全に放棄しており、それ以降はより日常的な用法に近い記述的意味のみを含む用法を用いている<sup>8)</sup>。また、この1983年の本では、1972年の権利と欲求 (desire) の関係に関する主張をとりさげ、それに替えて、権利と利益 (interest) の関係に依拠するように大きく立場を変えている。長い複雑な議論の末にトゥーリーは次のように結論している。

ある個体をパーソンにする非潜在的能力——つまり、なにかを破壊することが内在的に、また個体の価値と独立に深刻に不正であるようにするもの——は、非一時的な利益の持続的な主体であるという性質である。そしてそれは、理性的な思考の能力、自由な行為の能力、自己意識の能力といった性質の保持や行為ではない。(Tooley, 1983, p. 303, 傍点筆者)

しかし学界に影響を与えたのは主として1972年の論文なので、こちらを中心にみていくことにする。

い表現を用いている。ただし、シンガーはトゥーリーの1972年の論文とは違う意味で「人格 person」を用いていることに注意しなければならない。

- 5) この議論はしばしばジョン・ロックが『人間知性論』で展開した人格についての議論に由来すると指摘されているが、実際のところその根拠は不明である。おそらく理論的にトゥーリーにはロックに負うところはほとんどない。
- 6) この1972年のトゥーリーの議論を反駁するおそらくもっとも明快な方法は、トゥーリーの議論の (b) の難点を攻撃する、John C. Stevens が提示したものであると思われる (Stevens, 1984)。簡単に紹介しておく。スミスはある医療保険に加入していて、その保険契約では、スミスには、いかなる病気に対しても最善の治療を受ける権利があるとする。スミスはたいして健康について熱心ではなく、免疫についてもほとんどなにも知らない。さて、スミスがある病気になり、その病気に対する最善の治療は免疫抑制療法であったとする。このケースでは、スミスは免疫についてなんのはっきりした概念も持っていないが、免疫抑制療法を受ける権利を持つ。この事例からわかるのは、権利の対象についてははっきりした観念を持つことは、それに対して権利を持つことの必要条件ではないということである。したがって、トゥーリーの「自己の持続する生存についての観念をもっていなければそれに対する権利をもてない」とする議論には穴がある。
- 7) シンガーの『実践の倫理』第2版はこの件について簡単に触れられている (Singer, 1993)
- 8) Tooley (1983, pp. 34-6), Tooley (1998 a, b)

### 1.3 person と personality の混同

さて、トゥーリーの議論の紹介でよく見かけられる誤解をさらに検討したい。

まずなにより、国内の議論では、トゥーリーの「パーソン」(人格)と、パーソナリティー(personality)とがしばしば混同されていることが見てとれる。

トゥーリーの議論では「パーソン」は単に定義によって生存権をもつ存在である。一方、日常的な用法では、「パーソン」は(通常はさまざまな法的・道徳的権利をもつ)「ひと」である<sup>9)</sup>。これにたいして、パーソナリティーは各パーソンがもつ性格や個性を指す。

この二語に対応する日本語の「人格」がまた多義的であることが誤解を広げている。日本語の「人格」には、おおまかに、(1)人柄、人品、(2)パーソナリティー、(3)道徳的行為や責任の主体、(4)権利あるいは義務をもつ主体といった意味がある。トゥーリーの「パーソン」は定義によって(4)をさらに限定した「生存権をもつ存在」である。person と personality に同じ「人格」という訳語を当て、各学問分野でしばしば混乱を引き起こしてきたのは、不幸な歴史的経緯によるものと思われる<sup>10)</sup>。

あるひと(あるいは存在者)が、ある性格的・意志的・精神的な特徴としての性格 personality を「もつ」ことという表現は十分自然だろう。このような意味でならば、「彼の人格は高潔だ」「彼女の人格を否定する」のような表現も不自然ではない。しかし、「パーソン論」の文脈で「ひと」としての「人格“person”をもつ」という表現はあまりに奇妙であることは明白だろう。

ところが、このような奇妙な用語法が数多くの入門書・研究論文で見られる。ほんの二、三例をあげれば、浅井篤は「胎児は人間(ホモ・サピエンス)であったとしても人格を持った人(person)ではないとし、人格を持った存在(母親)のほうが、人格性を持たない存在(胎児)よりも優先的に道徳的配慮を受けるべきだとする立場がある」(浅井, 2003, p. 83)と述べ、江原由美子は「どういう状態になった時身体は人格を持った人間といえるのか」(江原, 2002, p. 206)と問う。最近出版された大庭健らによる『現代倫理学事典』(大庭, 2006)の「マイケル・トゥーリー」の項にさえあらわれる。同書では、トゥーリーの説は次のように紹介されている。

自己意識や理性的能力を一度も持ったことのない存在は人格ではないという議論を展開し、このような人格を持たない胎児の中絶や嬰兒殺しは必ずしも道徳的に不正ではないと論じた。(執筆児玉聡、傍点筆者)

このような表現の多くは誤植か不注意によるものなのだろうが、あまりにもその数が多い

9) 西洋思想における「パーソン」の概念の歴史的変遷については山下(1984)が参考になる。

10) 明治初期の「人格」という語の生成については佐古(1995)が詳細な文献学的研究を行っており、参考になる。

るように思われる。なによりショッキングなのは、トゥーリーの“Abortion and Infanticide”論文そのものが、国内で1988年に出版された『バイオエシックスの基礎』では「嬰兒は人格を持つか」（傍点筆者）というタイトルで訳出（抄訳）されていることである。私の知るかぎり、この邦題の問題を指摘した文献は見つからない。国内の研究者がこのタイトルに疑問を抱かなかったということ自体が問題ではないだろうか。少なくとも、英語原文に直接あたらない一般読者にとっては、このような「人格」という言葉の混乱は正確な理解を妨げることになるだろう。

実は、先に触れた国内最初期の「パーソン論批判」である飯田の論文もまた、「人格をそなえた“人”とはいったい何であったのか」（飯田, 1985, p. 180, 強調筆者）という文章で同様の混同を犯している。つまり、国内の「パーソン論」受容は、そもそものはじめから、なにか不正確なところがあったのである。

本論ではこのような「嬰兒は人格を持つか」「人格をそなえる」といった表現における「人格」が正確に何を意味するかを解釈することはできない<sup>11)</sup>が、おそらく「格が違う」という表現での「格」、「価格」「品格」「資格」と共通の、「人間としての価値」や順位、等級を指しているのではないかという推測を提出しておく。いずれにしても、このような混乱は、国内の「パーソン論」受容の正確さを疑う十分な理由になるように思われる。

#### 1.4 権利を「付与する」の意味

もうひとつ目につくのは、「権利を付与する」という表現である。たとえば飯田は、「M・トゥーリーは、胎児はもとより幼児においてさえも生きる権利を付与する必要はないと言いきっている」（飯田, 1985, p. 181, 傍点筆者）という表現を用い、最近も宮坂道夫が、パーソン論は「人間らしい高度な認知能力（考える能力）を獲得して初めて、生きる権利も与えられるという考え方」であり、「胎児にはそういった能力は当然ないのだから、非常に遅い時期でも中絶してよいことになる」（宮坂, 2005, p. 164, 傍点筆者）と述べている。

トゥーリーの議論をこのようにして、「権利を与える（べきか）かどうか」という実質的な道徳的議論として解釈してしまえば、たしかにある種の人々を恣意的に「人格」の範囲から排除しているように見える。しかしトゥーリーが「自己意識をもたない存在には権利を付与できない」といった表現を用いるとき、「付与する」の原語は“attribute”である。つまり、「ある属性もっていると考える、みなす」にすぎない。トゥーリーの議論は権利を与えるか否か、ではなく、権利をもっていると主張することが有意味にできるか否かに関する形式的な議論なのである。

11) これらの用語法での「人格」は、人格性（人格であるという性質、personhood、パーソン性）を指しているのかもしれない。

### 1.5 道徳的主張と概念分析の混同

1972年のトゥーリーの主張では、これらはすべて概念的なつながりについてのものである。トゥーリーが行なおうとしているのは、「生命権をもつ」ということが含んでいる論理的な必要条件を明確にすることであり、この関係は、因果関係についての主張や実質的な道徳的判断ではない。たとえば岡本（2002）は「トゥーリーは定義を繰り返しているにすぎない」と批判しているが、これは二つの意味でまちがっている。ひとつは、トゥーリーが行なっているのは、“only if”で表記されるような、概念に含まれる要素の分析であり、“if and only if”であらわされるような「定義」ではない。生命権をもつために自己意識をもつ必要があるというのは、論理的な必然にすぎない。

また、トゥーリーの1972年の用語法「パーソンは生命権をもつ」は「パーソン」の定義そのものであり、「生命権をもつもつならば自己意識をもつ」と、その対偶の「自己意識をもたないならば生命権をもたない」は「生命権をもつ」という概念の分析でしかない。トゥーリーの議論は概念的な分析に始終しており、実質的な道徳的主張を含んでいない。岡本のような「定義」という言葉の法外にルーズな使い方では、たしかにそれは「定義」をくりかえしているにすぎないことになる。しかしまさにそれがトゥーリーのめざしていることであり、また彼の議論が哲学的分析と批判に値する理由なのだ。定義と分析の違いもわからないようでは「パーソン論」がわからないのは無理もない。

### 1.6 権利の重要性と功利主義との混同

国内の受容でさらに問題に見えるのが、トゥーリーの議論が徹底的に「権利」、特に「生命に対する権利 right to life」を中心にしたものだということである。

先にあげた飯田は、次のようにしてパーソン論を批判する。

人工妊娠中絶にかわる議論の中で、私が着眼しているもう一つの事柄は、権利義務の観点から世界をとらえるといった我々の関与の仕方が、関与する対象の像を一面化し、変容させてしまっているのではないかということである。特定の関与の仕方そのものが、多分に任意であり罪深い身勝手なものであるということがそこにある。（飯田, 1985, p. 185）

この一文に表現されている思想は非常に重要で、国内の多くのパーソン論を批判する論者たちに共有されているといえる<sup>12)</sup>。

しかし、飯田たちが見落していたことのひとつは、彼らが問題視する「パーソン論」がまさに米国の法学、法哲学において、特に憲法との関係で議論されてきたという歴史的な文脈であろう。

12) 代表は森岡正博（森岡, 1988, 2001）と小松美彦（2004）だろう。

1960年代末から米国で行なわれた中絶に関する議論は、中絶を法的に許容すべきかどうかという問題にかかわって、州法と憲法の整合性をめぐって争われた議論だったのであり、その際議論が、独立革命以来の伝統をもつロック的な自然権思想における人間の「権利」をめぐるものになったのは当然である。また、そこでの「権利」が、主として国家に保護を要求する社会権よりも、国家による干渉からの自由を求める消極的権利であったことにも注意すべきである。ここで議論されたのは、国家が保護すべき国民とは誰か、そして国民に与える最低限の保護はどのようなものであるべきかということであった。飯田がトゥーリーたちが「権利義務の観点」から世界を捉えているとして批判するのはたしかに一面では正しいが、中絶をめぐる議論の歴史的社会的な側面に対する理解を欠いてしまっているのである<sup>13)</sup>。

一部の論者が指摘するように、権利は社会や国家によって最低限保障されるべき最後の「切り札」であり、我々は権利を真剣に受けとめる必要がある<sup>14)</sup>。たとえば、まったく他人に対する配慮をもち、なんのユーモアもなく、完全に利己的で傲慢で残酷な人間は、人間としての魅力をまったく欠いているだろうし、誰とも人間的な関係を持つことはできないかもしれない。われわれはまちがいでなく彼はもっと豊かな人間性と配慮を手に入れるべきだと言いたくなるだろう。彼は人びとから愛される資格さえもっていないかもしれない。しかしだからといって彼がさまざまな社会的な権利を持たないと言うことはできない。権利という観念はまさにそういう状況でこそ意味をもつかもしれない。

だからこそ、「権利」はどのように分析されるのか、権利と欲求や利益との関係はどうなっているのか、諸権利どうしとの関係はどうなっているのか、そして権利をもつ主体の範囲が誰なのか、社会が法的・準法的な手段を使って人びとの行動を制約することができるのかなどの難問にとりくむ必要があるのだ。したがって、そのような議論の一部として、おそらく「パーソン論」は回避できない。

## 2. トゥーリーとエンゲルハートの議論の混同

国内でトゥーリーとエンゲルハートの議論が常に対にされ、代表的な「パーソン論」として紹介されていることにも問題がある。

トゥーリーがパーソンを単に「生命権をもつ存在」という純粹に規範的な概念として規約的に定義し、「権利をもつ」ということ概念分析を行ない、権利をもつための概念的な必要条件を探究したのに対して、エンゲルハートの方法はまったく異なっていた。エンゲルハートの「厳密な意味でのパーソン」は理性をもち自律的で道徳的な能力をもった人格（パーソン）で

13) また J.J. トムソンの有名な中絶擁護の議論 (Thomson, 1971) は、当時のプロチョイス派やフェミニストたちが主張していた自己決定を中心とした議論よりはるかに保守的で穏健なものだったということが国内ではよく理解されていないように思われる。Häyry (1994) 第4章の議論と Jamieson (1999) が英米の応用倫理学の動きのよい見通しを与えてくれる。

14) 功利主義者であれば、たいていの場合はわれわれの「安全 security」のために必要だとするだろう。

あり、トゥーリーのパーソンとはまったく異なった豊かな記述的な意味を含む概念である<sup>15)</sup>。そしてエンゲルハートの議論では、カント的な道徳性についての議論から天下りの的にパーソン相互の尊重による道徳的共同体が構想されている。

エンゲルハートのこのような「パーソン」の定義はたしかに狭すぎる。たとえば、この定義では、胎児や脳死者だけでなく、ソシオパス（反社会性人格障害）のような単に不道徳・反社会的な人びとまで、「厳密な意味のパーソン」の範囲から排除されることになる（Engelhardt, 1986, p. 107）。この点が国内の論者にはほとんど注目されていないのは奇妙である。

また、エンゲルハートの「厳密な意味のパーソンと社会的な意味のパーソン」という発想の欠点もすぐに目につく。エンゲルハートによれば、新生児や自律能力を失った人びとは厳密には上の意味のパーソンではないが、社会的な効用や他の人びととの関係などの社会的・文化的文脈の上でパーソンとして認め（impute）られるのである。

しかし、人格をいったん理性的な能力をもつ存在と定義してしまったのであれば、なぜ社会的な効用などのために「社会的な人格」などという概念を使わねばならないのかは理解しにくい。加藤尚武は、功利性という概念と人格の概念とは関係がなく、人格の範囲の決定そのものは功利性から独立に下されなければならないと正しく指摘している（加藤, 1994）。このような発想はトゥーリーらの発想とはまったく関係がない。

実際のところ、私がこれまで見た英語圏の生命倫理学の文献において、エンゲルハートが引用・参照されることは少ない。中絶の問題をめぐる研究用アンソロジーに哲学的議論の基本文献として出現するのは Thomson (1971)、Tooley (1972)、Warren (1973)、パーソン論に対して母親の感情や関係性の重要性を訴える English (1975)、そして保守派として Marquis (1989, 1997) などであり、医療従事者の間での議論はともかくとして、エンゲルハートの議論が英米圏の哲学関係者のあいだで真剣に議論された形跡はないように思われる。哲学研究者の間で基本的文献として評価の高いアンソロジーである Oxford Readings in Philosophy シリーズの *Bioethics* でも、エンゲルハートの名は2度脚注にあらわれるだけであり、そこで参照される論文も“The Disease of Masturbation”と K. W. Wildes の共著“The Four Principles in Care Ethics and Post-Modernity: Why a Libertairian Interpretations Unavoidable”である（Harris, 2001）。エンゲルハートの文章がアンソロジーに収録されないのは著作権やエンゲルハート自身の哲学的立場の変更などの事情があるのかもしれないが、英米圏における引用数に関しては国内外の差が大きすぎるように思われる。また逆に、エンゲルハートの *The Foundations of Bioethics* 第1版、第2版においては索引には Michael Tooley は出現しない。

つまり、エンゲルハートは英米の生命倫理学における哲学的な色彩の強い議論とはあまり縁がないのである。それではなぜ国内では、このように根本的な発想の違いがあるトゥーリーとエンゲルハートの議論が混同され、ほとんど常に対になって議論されるのだろうか。

15) Warren (1997) は、トゥーリーを人格に関するミニマリスト、エンゲルハートに近い立場をマキシマリストとして分類している。



まず考えられるのはジョージタウン大学の医療関係者を中心としたバイオエシックスと、*Philosophy and Public Affairs* や *Journal of Philosophy* や *Ethics* といった雑誌を中心とした哲学的応用倫理学との流れの違いが、国内ではよく見えていないのかもしれないということである。

しかしより直接的には、飯田亘之と加藤尚武が影響力の強い著書や論文でエンゲルハートの「パーソン論」をとりあげ、「バイオエシックスの領域で確固たる論者の地位を築いている」（飯田, 1985, p. 184）「バイオエシックスの主流をなす考え方」（加藤, 1994, p. 92）として紹介したこと、またそれがトゥーリー的なパーソン論の後継や修正であるという紹介を行なったことが、国内の混乱の源だったかもしれず、またそのようなバイオエシックス理解を受容していた国内の哲学的生命倫理学の研究状況に問題があったのではないかと思われる。

たしかに、エンゲルハートや Veatch (1981, 2002) や Beauchamp and Childress (1989) に代表されるような、複数原則アプローチ (principle-based approach)<sup>16)</sup> は、トゥーリーやジョン・ハリス、あるいはピーター・シンガーのような、哲学的色彩が濃く整合性を強く要求する生命倫理学より、われわれの通常の道徳的直観に直接に適合するものであり、哲学的な訓練を積んでいない学生にもその枠組みを教えやすく、また現場の医療従事者にとっても（多くの場合）指針として利用しやすいものであろう。このような意味で複数原則アプローチはたしかに魅力がある。しかし、このアプローチは、なにを根本的な原則として選択するかの基準が定かではないこと、複数の原則はしばしば互いに葛藤すること、複数の原則の優先順位が不明であるか、あるいは優先順位が定められていてもその順位の根拠がいったい何であるのかが不明であることなど、哲学的な批判的吟味をくぐり抜けることが他のアプローチよりもなおさら難しいことが指摘されている。

エンゲルハートがパーソン論批判の格好の標的として国内で特に好まれたのにはさらにいくつか別の理由もあるかもしれない。単なる推測にすぎないが、他にも次のような事情があったのではないだろうか。

- ・エンゲルハートが医学博士でもあり、医療現場についてよく理解していたこと。
- ・特に初期のバイオエシックスで問題にされたインフォームドコンセントの議論に大きな影響力をもったこと。
- ・国内のバイオエシックス導入期に完訳がされ、ジョージタウン大学系の「主流の」バイオエシックスの基本書とされたこと。
- ・ジョージタウン大学系の医療関係者出身の「バイオエシックス」研究者たちに頻繁に参照されたこと。
- ・国内の学会等で活発な講演活動を行なったこと。
- ・カントの理論を下敷にしていると主張したので、カントに詳しい哲学者が議論しやすかつ

---

16) Childress (1998) が見通しのよい紹介になっている。

たこと。

- ・記述が平明で哲学的にそれほど難渋ではないこと。
- ・「厳密な意味の人格」の概念に含まれる存在者があまりに狭く、またそこから「社会的な意味の人格」を擁護する発想が恣意的だったため、「浅薄なパーソン論」として批判しやすかったこと。
- ・特に社会的な意味を「功利主義」と表現したので、もともと功利主義嫌いの土壌があった国内で格好の「アメリカのバイオエシックス」として標的になったこと。

このような問題を見ると、トゥーリー、エンゲルハート、シンガーといった論者をひとくくりに「パーソン論」として紹介し批判するという現在の国内のパーソン論受容は、生命倫理学の学問分野としての健全な発展のためには望ましいものではなく、また実践的にも議論の混乱をひきおこす原因になった可能性があると思われる<sup>17)</sup>。

### 3. 潜在性の議論の重要性

上のように英米での70年代の中絶をめぐる議論が、「権利」の観念を中心に行なわれたことが理解されていないことが、潜在的パーソンの議論の議論が見掛けよりはるかに困難な問題であることが理解されていない原因にもなっている。

通常、「パーソン論」の紹介では、胎児がいずれパーソンになる潜在性をもっていることは、道徳的に重要ではないとされる。実際のところ、誰かの「権利」を中心にして考える場合、将来持つことになる性質を根拠に、現に持っていない権利を、その存在に帰属させることは馬鹿げている。子どもは成人と同じ権利はもっていない。国内の概説書では、ふつう、「ドングリはオークの木になる潜在性をもっているが、オークではない」あるいは「3才のジミー・カーターは、将来大統領になる潜在性をもっているが、まだ大統領の権利はもっていない」といったように、アナロジーを持ちいた議論として紹介される<sup>18)</sup>。したがって我々がもしパーソンの権利のことだけを考えるなら、議論はほとんど必要とされないほど明快である。

トゥーリー自身の1973年の論文は、もう少し興味深い議論をしているので紹介しておこう<sup>19)</sup>。まずトゥーリーは、同一の動機から同一の結果をもたらすのならば、なにかをする（作為）ことによってその結果を引き起こすことと、なにかをすることを控えること（不作為）によって

17) 蛇足になるが、*The Foundations of Bioethics* 第2版序文で強調しているように、エンゲルハートの議論は多元的な社会での非宗教的（secular、世俗的）なレベルでの最低限の議論の解決を目指したものであって、国内の論者の多くが推測しているように自由優先主義的・リバタリアンのものではない。第2版序文ではエンゲルハートが回心を経て現在オーソドックス派キリスト教信仰をえていることを告げており、第1版を出版したことを彼が犯した罪の一つに数えている（Engelhardt, 1996, p. xi）。第2版の内容は第1版に比較して保守的なものになっており、国内の研究者が今後もエンゲルハートの議論を参照し議論しつづけるつもりであれば、新版の翻訳が望ましいのではないだろうか。

18) Thomson (1971) や Feinberg (1986) の議論である。

19) 1983年の本では潜在的パーソンと可能的パーソンについて大規模な議論を展開している。

その結果を引き起こすこととの間には、(それをしたりしなかったりするための努力に大きな差がない場合) 道徳的に有意な差はないことを論じる。

次に思考実験を行なう。子猫をなるべく苦痛なく死なせることは不正ではない<sup>20)</sup>。さて、子猫に与えると、数年後に人間とまったく同じ高度な心的機能(快苦を感じ、いろいろなことを想像し、思考し、自己について反省し、他人を愛し、死を恐れるなど)を持つような薬が発明されたとする。ここで次の事例を想像してみる。(1)子猫を苦痛なく死なせる。(2)子猫に誤って上の薬を与えずに死なせる。(3)子猫に誤って上の薬を与え、人間と同じ心的機能を持った猫になってから死なせる。(3)は明らかに不正だが、(1)と(2)の間には大きな差はない。この直観的な議論の成否についてここで判断することはできないが、少なくともこのような議論の成否が真面目に議論されるべきであった。このような空想的な事例を想像して、直観に訴える議論にはおそらくそれほどの説得力はないかもしれない。これほど哲学的に新鮮で興味深い思考実験について触れている国内文献が見あたらないのは驚きでもある<sup>21)</sup>。

ところが一方、所与のパーソンの「権利」ではなく、胎児の「利益」や「黄金律」的な仮想的立場交換を考えることを中心にして中絶の道徳性を考えると潜在性は重要になってくる<sup>22)</sup>。

80年代から90年代にかけてに提出された議論のなかでも、特にドン・マーキスの1989年の“Why Abortion is Immoral”(Marquis, 1989)が90年代の英米での妊娠中絶の議論に非常に大きな影響を与えているので簡単に紹介しておく。マーキスによれば、我々が人を殺すことを不正だと考えるのは、なにより、被害者から将来を奪うからである。中絶も胎児から「われれのような将来 future-like-ours」を奪うことであるから、中絶は健康な成人を殺すこととまったく同じように道徳的に不正である<sup>23)</sup>。

しかしこのような形で潜在性の重要性を認めると、避妊やマスターベーションや禁欲も非難に値することになってしまうかもしれない。この問題は非常に難しいにもかかわらず、なんとかして答を提出しなければならない難問である。潜在性をめぐるこのような議論が十分に検討されていないことも、パーソンをめぐる議論が国内に十分正確に導入されなかったことが影響しているのではないだろうか。国内の研究者は、トゥーリーらの「パーソン論」をとらえそこねることによって、かえって潜在性の議論の哲学的な困難さに気づいていないかもしれない<sup>24)</sup>。

20) 多くの読者はこの主張に大きな抵抗を感じると思うが、以前には猫の避妊手術を行なうことは一般的ではなかったもので、育てられない子猫は毎年大量に生まれていたことを意識する必要がある。

21) 同じことは、J.J. トムソンの論文「人工妊娠中絶の擁護」(Thomson, 1971)での「善きサマリア人」についての長い議論についても言える。

22) Marquis (1989); Hare (1975); Gensler (1986) など。

23) Marquis の議論については国内では福井他(2003, p. 82)がごく簡単に触れているだけである。

24) 大庭健は『現代倫理学事典』(大庭, 2006)の「人格 person」の項目で、人格は我々と「呼応可能」な存在であると規定して次のように議論している。「私たちは、こちらから呼びかければそれに応じて動くものと、そうではないもの、すなわち呼びかけようと呼びかけまいと決まった動きをするものを区別する。…このように呼応可能な相手として、そうでないものから区別された存在が、もっとも広義の人格であり、この広義の人格は、人間を構成するプリミティブである。」これが他の動物をどう排除するのかわからない。また、呼応できない人間(あるいは呼応を拒否する人間)をどう扱うのかもよくわからない。また、

#### 4. 広い意味のパーソン論は避けられるか

パーソン論は「英米のバイオエシックスの主流」であるどころか、「パーソン」の概念は無用である、あるいは有害ですらあるとする見解は、ジェーン・イングリッシュの論文 (English, 1975) 以来、多くの支持者を集めている<sup>25)</sup>。

先に見たように、トゥーリーの1972年の権利を中心にした中絶の擁護に関する、狭い意味での「パーソン論」にはいくつかの穴があり、したがって、その直観に反した帰結を拒絶することはそれほど難しくないかもしれない。それでは、もっと広く、人間の生命の間に生きる価値や道徳的地位の違いを認める議論を「広い意味でのパーソン論」とした場合<sup>26)</sup>、この広い意味でのパーソン論は避けることができるだろうか。

「パーソン」の概念は不要だとする議論のなかで、国内で最も有名なのは、『バイオエシックスの基礎』に収められたメアリ・ウォーノックの議論だろう。

思うに、いっそ「パーソン」の概念を議論から排除してしまった方がうまくいくだろう。この「パーソン」という概念は、混乱を招くばかりでなく余計な代物なのである。この言葉は日常用語でありながら法律用語でもあるために、こうした文脈で使われると議論に厳密であるかのような箔がつき、誰かをどの時点でパーソンと呼ぶかということを決めさせれば、それで万事が納まってしまったかのように思わせる。しかし、何も決着は付いていない。「彼はパーソンか」と問うことは、結局のところ「私は彼を好き勝手に扱っていいか」と問うのと同工異曲なのである。(Warnock, 1983, 邦訳 p. 72。訳文は原文に即して筆者の責任で変更してある。)

そして、パーソンとそうでない存在を自己意識や欲求その他の仕方で区別せず、ホモサピエンスの一員だから生命権や高い価値を持つのだと考える立場は種差別だという批判に対して、次のように言う。

私としては、むしろ逆に、偏見の一形態としての「種差別 speciesism」などという概念

「胎児や植物状態の人も、現時点では呼応が成立していないとしても、人格でありうる。新生児のみならず胎児も、時間の幅を長くすれば、呼応可能な間柄のパートナーたりうるからである。それは、発芽したリンゴの苗木は、いまだ果実をつけないから果樹ではない、と言えないのと同様である。」とする。少なくともこのアナロジーはミスリーディングである。「果樹」は「果実をつけている木」「果実をつけたことのある木」ではなく、「ふつう成熟すると果実をつける木」である。リンゴの種はリンゴの苗木ではない。トゥーリーの論文以来長い年月が経過してもこのような素朴な議論が提示されていることは、国内の「パーソン論」受容が失敗し、また潜在性についての議論がよく理解されていない証拠のひとつであるように見える。

25) 90年代の中絶に関する論文で注目すべきは、徳倫理学の立場に立つ Hursthouse (1990) である。

26) このようにとらえた場合、ジョン・ハリスやピーター・シンガーも「広い意味でのパーソン論者」になる。

の方が馬鹿げていると言いたい。偏見などとはとんでもない話で、これこそ最も重要な道徳原理なのである。もし犬やハエよりも人間を救うことを優先させないような人がいるとしたら、正当化が必要なのは彼の方だろう。……すべての種族にまったく公平であるような宇宙に生きることなど到底ありえないだろうし、ありえたとしてもとてつもなく望ましくないだろう。それゆえ、私は人間偏重を「恣意的」だとは思わないし、その論拠としては、われわれ自身が人間だという事実だけで十分だろう。(Warnock, 1983, 邦訳 p. 73)

ここではっきり意識されるべきなのが、優れた応用倫理学の方法である。ある基本的な原理なり原則なりを最初に提示し、その原理・原則から導かれるところを指摘するという議論<sup>27)</sup>は、いくらその体系がしっかりしていても、その基本的な原理・原則に同意しない人びとに対してはほとんど説得力をもたない。哲学的な議論が実践的に意味をもつためには、他の人々が現に受け入れている原則から出発し、その帰結を示すほかはない。

先のウォーノックの議論の問題は、同じ議論が、人種差別や民族差別、性差別にも使うことができるという点にある。人間偏重をわれわれ自身が人間であるという事実だけによって正当化することができるのであれば、われわれ自身が日本人であるという事実が外国人差別に、われわれが男性であるという事実が女性差別に、さらに悪いことに、われわれが成人であるという事実が胎児差別にも使えてしまうかもしれない。奥野満里子は、ヒト胚の研究利用の問題について、ハリスらの功利主義者が問おうとしているのは、「(人間の) 生命尊重主義者はどこまで自分の立場を貫く覚悟があるのか」であると正しく指摘している(奥野, 2006, p. 58)。

先のウォーノックの議論に対してハリスは次のように主張する<sup>28)</sup>。

もちろん、「もし犬やハエよりも人間を救うことを優先させないような人がいるとしたら、正当化が必要なのは彼の方だろう」というウォーノックは正しい。しかし、これは人間が我々が属している種で、犬やハエはそうではないからではない。むしろ、人間は犬やハエよりも大きな価値があるがあると我々が信じ、またそうだと示すことができると信じているからである。(Harris, 1985, p. 24, 強調原文)

求められているのは、なんらかの区別をする際の根拠の提示であり、その根拠にもとづいた主張の首尾一貫性なのである。したがって、われわれはどうしても、人間の生が他の形の生よりも高い価値があるのはなぜかを説明しなければならない。こういう意味で、われわれが整合的であり、自分たちの行動の正当化をもとめるかぎり、なんらかの種類の広い意味でのパーソ

27) しばしば応用倫理学の「工学モデル」と呼ばれる。

28) ウォーノックの論文はそれと同時に雑誌に掲載されたハリスの論文(Harris, 1983)に対する反論なので、『バイオエシックスの基礎』でハリス論文も同時に紹介されなかったのは残念なことである。

ン論を展開しなければならないのである。

## 5. なぜ受容が不十分だったのか

結論として、「パーソン論」の国内の受容は不十分であり反省されるべきであると言わざるをえない。結局、パーソン論の「日本的」受容は、いまだ不正確であり、それが昨今の実践的な問題——選択的妊娠中絶、着床前診断、ヒト胚の利用など現在激しい議論がおこなわれている領域——の解決にも影を落としている。また、妊娠中絶は実践的に重要な問題であるのはもちろんのこと、その倫理的問題のまわりには哲学的に非常に難しい問題があることを認めるべきだろう。森岡正博はバイオエシックスの国内受容を「知より情」としているが（森岡, 1988）、むしろアカデミックな方法論——先行研究の調査を行ない、正確に紹介し、その上で批判する——に関する問題があったのではないだろうか。

トゥーリーの論文の他にも、妊娠中絶の倫理性をめぐる非常に重要な論文である J.J. トムソンの「妊娠中絶の擁護」(Thomson, 1971) もいまだに抄訳しかなく、また訳文にも問題があること、上で挙げたウォーノック論文に対するハリスの論文が訳出されていないことなどが、国内における「パーソン論」批判を内実のないものにしてしまっている。

もちろん、『バイオエシックスの基礎』の編者たちが「はしがき」で事情を説明しているように、1980年代後半の哲学的生命倫理学の導入期には抄訳で数多くの文献を紹介することが適切だったのだろう。しかし、以来20年近くが経過し、これほどまで生命倫理が流行し論文が大量に生産されているにもかかわらず、不完全なまま刷を重ねて、基本的な文献として膨大な量の議論の土台とされていることには疑問に感じずにいられない。1980年代には生命倫理学に関心をもつ研究者の間ではトムソン、トゥーリーらの論文の翻訳が抄訳にすぎず、訳文にも問題があることは共通の了解であったと思われるが、多くの生命倫理学「産業」のためにそのような共有知が失なわれてしまったかもしれない。

飯田（1985）や加藤（1994）の論文のように、先駆的で優れた論文が、国内の研究者によって明示的に参照され、批判検討されることが少なかったことも問題であるように思われる。多くの研究者は、おそらくこれらの論文は目を通しひな形やお手本として利用したにもかかわらず、明示的にはトゥーリーやエンゲルハートのみを参照し、その批判を何度も再発明しているように見える。

岡本裕一郎は、生命倫理学や環境倫理学にはその国内への導入期以来まったく新しい論点がなく、「生命倫理学と環境倫理学は終わった」（岡本, 2002）と主張しようとしている。たしかに妊娠中絶や選択的妊娠中絶に関してほとんど同じ議論がなんどもくりかえされていることからすれば、岡本の見方にも一定の理があると認めざるをえない。だが実際には、国内の生命倫理学は本当の意味ではまだはじまっていないのかもしれない。香川（2000, 2006）、西日本生命倫理研究会（2004）、田中（2004, 2005 a, b）高橋・浅井（2007）など国内外の生命倫理の受容

と成立についての優れた歴史的・批判的研究が進められているが、パーソン論と功利主義についてもその受容がいかに行なわれたかはより詳細に検討しておくことが必要であろう<sup>29)</sup>。

#### 参考文献

- Beauchamp, Tom L. and James F. Childress (1989) *Principles of Biomedical Ethics*, Oxford University Press, 3rd edition.
- Boonin, David and Graham Odie eds. (2005) *What's Wrong? : Applied Ethicists and Their Critics*, Oxford University Press.
- Cahn, Steven M. and Peter Markie eds. (2002) *Ethics : History, Theory and Contemporary Issues*, Oxford University Press, 2nd edition.
- Childress, James F. (1998) "A Principle-Based Approach," in Helga Kuhse and Peter Singer eds. *A Companion to Bioethics*, Blackwell.
- Engelhardt, H. Tristram, Jr. (1986) *The Foundations of Bioethics*, Oxford University Press. (H. T. エンゲルハート, 『バイオエシックスの基礎づけ』, 加藤尚武・飯田亘之監訳, 朝日出版社, 1989).
- (1996) *The Foundations of Bioethics*, Oxford University Press, 2nd edition.
- English, Jane (1975) "Abortion and the Concept of a Person," *Canadian Journal of Philosophy*, Vol. 5, No. 2.
- Feinberg, Joel (1986) "Abortion," in Tom Regan ed. *Matters of Life and Death*, McGraw-Hill. Reprinted in Cahn and Markie (2002). 抄訳加藤・飯田 (1988), 「人格性の基準」, originally printed in 1980.
- Gensler, Harry J. (1986) "A Kantian Argument against Abortion," *Philosophical Studies*, Vol. 49. Reprinted in Timmons (2007) as "The Golden Rule Argument against Abortion".
- Hare, R. M. (1975) "Abortion and the Golden Rule," *Philosophy & Public Affairs*, Vol. 4, No. 3. Reprinted in Hare (1993).
- (1993) *Essays on Bioethics*, Clarendon Press.
- Harris, John (1983) "In Vitro Fertilization: The Ethical Issues," *The Philosophical Quarterly*, Vol. 132.
- (1985) *The Value of Life*, Routledge.
- Harris, John ed. (2001) *Bioethics*, Oxford University Press.
- Häyry, Matti (1994) *Liberal Utilitarianism and Applied Ethics*, Routledge.
- Hursthouse, Rosalind (1990) "Virtue Theory and Abortion," *Philosophy & Public Affairs*, Vol. 20. Reprinted in LaFollette (2002), Timmons (2007)。
- Jamieson, Dale (1999) "Singer and the Practical Ethics Movement," in Dale Jamieson ed. *Singer and His Critics*, Blackwell.
- Kuhse, Helga and Peter Singer eds. (1998) *A Companion to Bioethics*, Blackwell.
- (1999) *Bioethics: An Anthology*, Blackwell.
- LaFollette, Hugh (2002) *Ethics in Practice: An Anthology*, Blackwell, 2nd edition.
- Marquis, Don (1989) "Why Abortion Is Immoral," *The Journal of Philosophy*, Vol. 86, No. 4. Reprinted in Satris (2004).
- (1997) "An Argument that Abortion is Wrong," in Hugh LaFollette ed. *Ethics in Practice*, Blackwell. Also in LaFollette (2002).
- Satris, Stephen (2004) *Taking Sides: Clashing Views on Controversial Moral Issues*, McGraw-Hill, 9th edition.
- Singer, Peter (1986) *Applied Ethics*, Oxford Readings in Philosophy, Oxford University Press.
- Singer, Peter (1993) *Practical Ethics*, 2nd ed., Cambridge University Press. (ピーター・シンガー, 『実践の倫理』新版, 山内友三郎・塚崎智監訳, 昭和堂, 1999).

---

29) 本稿の一部で、筆者が匿名および変名でインターネット上に発表した複数の文章を使用している。

- Stevens, John C. (1984) "Must the Bearer of a Right Have the Concept of That to Which He Has a Right?" *Ethics*, Vol. 95. Reprinted in Boonin and Odie (2005).
- Thomson, Judith Jarvis (1971) "A Defense of Abortion," *Philosophy & Public Affairs*, Vol. 1, No. 1. Reprinted in LaFollette (2002). (ジュディス・ジャーヴィス・トムソン, 「人工妊娠中絶の擁護」, として抄訳が加藤・飯田 (1988) に収録されている).
- Timmons, Mark (2007) *Disputed Moral Issues: A Reader*, Oxford University Press.
- Tooley, Michael (1972) "Abortion and Infanticide," *Philosophy & Public Affairs*, Vol. 2, No. 1. Reprinted in Singer (1986), Kuhse and Singer (1999), Cahn and Markie (2002), Boonin and Odie (2005). マイケル・トゥーリー「嬰兒は人格を持つか」として抄訳が加藤・飯田 (1988) に収められている.
- (1983) *Abortion and Infanticide*, Oxford University Press.
- (1998a) "The Moral Status of Cloning Humans," in James M. Humber and Robert Almeder eds. *Human Cloning*, Humana Press. (マイケル・トゥーリー, 「ヒトのクローニングの道德上の地位」, 神崎宣次訳, 『実践哲学研究』, 第22号, 1999).
- (1998b) "Personhood," in Helga Kuhse and Peter Singer eds. *A Companion to Bioethics*, Blackwell.
- Veatch, Robert M. (1981) *A Theory of Medical Ethics*, Basic Books.
- (2002) *The Basics of Bioethics*, Prentice Hall, 2nd edition.
- Warren, Mary Anne (1973) "The Moral and Legal Status of Abortion," *The Monist*, Vol. 57. Reprinted with revision in LaFollette (2002), Timmons (2007).
- (1997) *Moral Status: Obligations to Persons and Other Living Things*, Oxford University Press.
- Warnock, Mary (1983) "In Vitro Fertilization: The Ethical Issues," *The Philosophical Quarterly*, Vol. 132.
- 浅井篤 (2003) 「人工妊娠中絶に関する倫理的問題」, 福井次矢・浅井篤・大西基喜 (編) 『臨床倫理学入門』, 医学書院.
- 飯田亘之 (1985) 「可能なことと望ましいこと」, 『理想』, 第631号.
- 伊勢田哲治 (2006) 「生殖技術：生殖補助技術と出生前診断」, 伊勢田哲治・樫則章 (編) 『生命倫理学と功利主義』, ナカニシヤ出版.
- 伊勢田哲治・樫則章 (編) (2006) 『生命倫理学と功利主義』, ナカニシヤ出版.
- 江原由美子 (2002) 『自己決定権とジェンダー』, 岩波書店.
- 大庭健 (2006) 『現代倫理学事典』, 弘文堂.
- 岡本裕一朗 (2002) 『異議あり！ 生命・環境倫理学』, ナカニシヤ出版.
- 奥野満里子 (2006) 「ヒト胚の研究利用」, 伊勢田哲治・樫則章 (編) 『生命倫理学と功利主義』, ナカニシヤ出版.
- 香川知晶 (2000) 『生命倫理の成立：人体実験・臓器移植・治療停止』, 勁草書房.
- (2006) 『死ぬ権利：カレン・クインラン事件と生命倫理の転回』, 勁草書房.
- 樫則章 (2006) 「人工妊娠中絶」, 伊勢田哲治・樫則章 (編) 『生命倫理学と功利主義』, ナカニシヤ出版.
- 加藤尚武 (1994) 「バイオエシックスにおける人格概念の検討」, 『プラクティカルエシックス研究』, 千葉大学倫理学研究室.
- 加藤尚武・飯田亘之 (編) (1988) 『バイオエシックスの基礎』, 東海大学出版会.
- 加藤尚武・加茂直樹 (編) (1998) 『生命倫理学を学ぶ人のために』, 世界思想社.
- 蔵田伸雄 (1998a) 「パーソン論：概念の説明」, 加藤尚武・加茂直樹 (編) 『生命倫理学を学ぶ人のために』, 世界思想社.
- (1998b) 「選択的人工妊娠中絶の倫理的許容条件」, 『生命倫理』, 第8巻, 第1号.
- (2002) 「尊厳という価値について」, 『理想』, 第668巻.
- (2003) 「人の胚と人間の尊厳：人 ES 細胞研究の問題を中心に」, 『生命倫理』, 第13巻, 第1号.
- 小松美彦 (2004) 『脳死・臓器移植の本当の話』, PHP 新書.
- 佐古純一郎 (1995) 『近代日本思想史における人格観念の成立』, 朝文社.
- 佐藤芳 (2006) 「人格障害の哲学的基礎づけ：カント論の立場から」, 『医学哲学医学倫理』, 第24巻.
- 霜田求 (2007) (編) 『医療と生命』, ナカニシヤ出版.
- 高橋隆雄・浅井篤 (2007) (編) 『日本の生命倫理：回顧と展望』, 九州大学出版会.



- 田中智彦 (2004) 「日本の生命倫理における「六八年」問題：東大医学部闘争と和田移植」, 越智貢・金井淑子・川本隆史・高橋中岡成文・丸山徳次・水谷雅彦 (編) 『生命』, 岩波書店.
- (2005a) 「「命のリレー」の果てに：日本へのバイオエシックス導入「前史」から」, 『思想』, 第799号.
- (2005b) 「バイオエシックス導入に至る言説の諸類型：その「前史」からの問いかけ」, 『応用倫理学研究』, 第2号.
- 田村公江 (1998) 「「パーソン論」をめぐる使用上の注意」, 加藤尚武・加茂直樹 (編) 『生命倫理学を学ぶ人のために』, 世界思想社.
- 陀安広二 (2004) 「パーソン論とはどのような倫理か：シンガーを中心に」, 『医療・生命と倫理・社会』, 第3巻, 第2号.
- 塚崎智・加茂直樹 (編) (1989) 『生命倫理の現在』, 世界思想社.
- 奈良雅俊 (2005) 「胎児の道徳的地位と尊厳の観点から見た人工妊娠中絶の道徳性」, 『医学哲学医学倫理』, 第23号.
- (2007a) 「生命の始まりをめぐる倫理」, 霜田求 (編) 『医療と生命』, ナカニシヤ出版.
- (2007b) 「生命の質と価値をめぐる倫理」, 霜田求 (編) 『医療と生命』, ナカニシヤ出版.
- 奈良雅俊・堂園俊彦 (2005) 「生殖医療」, 赤林朗 (編) 『入門・医療倫理』, 勁草書房.
- 西日本生命倫理研究会 (編) (2004) 『生命倫理の再生に向けて：展望と課題』, 青弓社.
- 浜野研三 (1998) 「物語を紡ぐ存在としての人間：パーソンに代わるもの」, 加藤尚武・加茂直樹 (編) 『生命倫理学を学ぶ人のために』, 世界思想社.
- 檜垣良成 (1998) 「人格 (person) 論はナチズムか：生命倫理学の両義性」, 『比治山大学現代文化学部紀要』, 第4号.
- 平石俊隆 (1989) 「人工妊娠中絶」, 塚崎智・加茂直樹 (編) 『生命倫理の現在』, 世界思想社.
- 福井次矢・浅井篤・大西基喜 (2003) 『臨床倫理学入門』, 医学書院.
- 水谷雅彦 (1989) 「生命の価値」, 塚崎智・加茂直樹 (編) 『生命倫理の現在』, 世界思想社.
- 宮坂道夫 (2005) 『医療倫理学の方法：原則・手順・ナラティブ』, 医学書院.
- 森岡正博 (1988) 『生命学への招待：バイオエシックスを超えて』, 勁草書房.
- (2001) 『生命学に何ができるか：脳死・フェミニズム・優生思想』, 勁草書房.
- 山下正男 (1984) 「正義と権利：西欧的価値観の歴史」, 上山春平 (編) 『国家と価値』, 京都大学人文科学研究所.